

議第 133 号 令和元年度福山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党の討論を行います

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者をこれまで加入していた医療保険制度から切り離し、高齢者個人から保険料を徴収する広域連合の制度です。

被保険者数は、前年度6万5676人であったものが6万7570人へ、1894人増加しています。

1人当たりの平均保険料は7万105円と前年度比1605円、2.34%もの負担増になっています。また、当年度は10月から保険料軽減制度の見直しに伴い、1万266人が負担増になりました。影響総額は4356万8千円、1人当たり約4240円にも上ります。

当年度は、短期被保険者証の交付数は162件、保険料の滞納件数は477件、減免件数は469件、差し押さえ件数及び金額は6件の7万2895円に上っています。これらのことは、高齢者の厳しい生活実態を表わしています。

75歳以上の高齢者の多くは年金のみの収入で、高齢のため病気の罹患率が高い実態があります。そのような中、差し押さえや医療の受給に制約をかける短期被保険者証の発行は行うべきではなく、保険料の引き上げも認められません。

医療制度を年齢で差別し、高齢化が進み医療費がかさめば自然と高くなる現行制度は根本的に見直すべきです。

以上、述べた理由により、本決算認定に反対を表明して討論と致します。